参議院議員小西洋之提出吉國内閣法制局長官の「国土が他国の武力によって侵されて国民が塗炭の苦しみに」答弁の論理構成等に関する質問（第一〇三号）（同　十一月二十二日）
参議院議員小西洋之提出吉國内閣法制局長官の「国土が侵略された場合には国民を防衛するために必要な措置をとる」答弁の論理構成等に関する質問（第一〇四号）（同　十一月二十二日）
参議院議員小西洋之提出吉國内閣法制局長官の「わが国の国土が侵され国民の生命等が侵されるおそれがないようにする」答弁の論理構成等に関する質問（第一〇五号）（同　十一月二十二日）
参議院議員小西洋之提出吉國内閣法制局長官の「憲法九条でおろうとして認められる自衛のための行動」答弁の論理構成等に関する質問（第一〇六号）（同　十一月二十二日）
参議院議員小西洋之提出吉國内閣法制局長官の「わが国が侵略された場合にその侵略を排除するための措置をとるのが自衛行動」答弁の論理構成等に関する質問（第一〇七号）（同　十一月二十二日）
参議院議員小西洋之提出吉國内閣法制局長官の「国民の生命等が根底からくつがえされる」答弁の論理構成等に関する質問（第一〇八号）（同　十一月二十二日）
参議院議員小西洋之提出いわゆる昭和四十七年政府見解における「平和主義」の意味に関する質問（第一〇九号）（同　十一月二十二日）
参議院議員小西洋之提出小中高の附属学校において、いじめ防止対策推進法の適正な運用を直ちに確保すべきことに関する質問（第一一〇号）（同　十一月二十二日）
参議院議員小西洋之提出自民党憲法改正草案の二十一世紀にふさわしい憲法ぶりに関する質問（第一一一号）（同　十一月二十二日）
参議院議員舟山康江提出日ＥＵ経済連携協定およびＲＣＥＰに関する質問（第一一二号）（同　平成二十九年一月六日）
参議院議員小西洋之提出日露首脳会談の合意に基づく国際的約束の内容等に関する質問（第一一四号）（同　平成二十九年一月六日）

人事異動

法務省

検事二級（東京地方検察庁検事）に任命する（各通）（十二月十五日）

赤松　誠　　秋庭真梨子
安倍　匠麻　　安部　孝俊
岩澤　秀人　　江川茉莉子
小河　弘明　　奥　大樹
風間　康宏　　片山　直城
加藤　由衣　　木下　幸祐
國光　賢人　　小池雄一朗
小原　彩那　　齋藤　拓也
指澤　慶子　　佐藤　雄介
上甲　眞央　　須藤　洋平
平良　優実　　田尾　宜貴
田鳥総莉香　　寺内　和子
永澤　靖識　　永田　裕侑
中村　豪光　　中村　洋輔
西岡　理世　　西谷ゆいら
橋本　夕佳　　長谷川麻理
早川　史人　　林　舞花
福鳥　瑠璃　　藤原　真心
發知　成美　　堀江　将生
増澤　融　　丸山　英明
万野　圭美　　箕輪　ナナ
宮里名望子　　村井　拓哉
山田与志人　　山本　裕人
渡邉　京子　　味田　亮輔
池田　一貴　　蛯原　俊輔
小田　晃　　勝毛　貴子
木下　舞子　　小林　弘和
坂井　啓人　　塩野　正樹
平　昌史　　竹原　健祐
豊田　篤　　中道　朋実
夏目　大造　　野村すみれ
長谷川美裕　　原口　和也
古屋　宏明　　牧野　愛子
丸山　舞　　宮城　敬裕
山下　拓郎　　吉川　敦貴

公告

諸事項

工場財団

能代市河戸川字北西山48番地１大森建設株式会社内**風の松原自然エネルギー株式会社**の能代市河戸川字南西山18番地４風の松原自然エネルギー株式会社風の松原風力発電所についての工場財団所有権保存登記申請に係る動産につき権利を有する者、差押、仮差押又は仮処分債権者は、本日から32日以内に権利を申し出て下さい。

平成28年12月26日

秋田地方法務局能代支局

割賦販売法に基づく同法第35条の３の61の許可を受けた者の営業廃止に関する公示

次表に掲げる割賦販売法（昭和36年法律第159号。以下「法」という。）第35条の３の61の許可を受けた者から、法第35条の３の62において準用する法第26条第１項の規定による営業廃止の届出があったので、法第35条の３の62において準用する法第26条第２項において準用する法第24条の規定に基づき、次のとおり公示します。

平成28年12月26日

経済産業大臣　世耕　弘成

名　　称	本店の所在地	許可番号	営業廃止年月日
株式会社フジ友の会	愛媛県松山市宮西一丁目２番１号	友第7005号	平成28年11月15日

割賦販売法及び割賦販売法施行令に基づく債権の申出に関する公示

次表に掲げる割賦販売法（昭和36年法律第159号。以下「法」という。）第35条の３の61の許可を受けた者は、前払式特定取引の営業を廃止し、法第35条の３の62において準用する法第27条第１項第４号に該当することとなったので、割賦販売法施行令（昭和36年政令第341号）第10条第１項の規定に基づき、次のとおり公示します。

平成28年12月26日

四国経済産業局長　長濱　裕二

次表に掲げる者が供託した営業保証金及び前受業務保証金について、法第35条の３の62において準用する法第21条第１項の権利を有する者は、平成29年２月24日までに許可割賦販売業者等の営業保証金等に関する規則（昭和36年法務省・通商産業省令第１号）第３条の規定に基づき、次の様式による申出書に還付を受ける権利を有することを証する書面を添えて下記あて提出してください。

なお、平成29年２月24日までに申出書の提出をしない者は、本公示に係る営業保証金及び前受業務保証金についての権利の実行の手続から除斥されます。

名　　称	本店の所在地	営業廃止年月日
株式会社フジ友の会	愛媛県松山市宮西一丁目２番１号	平成28年11月15日

記

あて先　〒760－8512　香川県高松市サンポート３番33号
四国経済産業局産業部消費経済課
電話087－811－8526

様式

申　出　書

四国経済産業局長　殿

住　所
氏　名（名称及び代表者の氏名）　印

割賦販売法施行令第10条第１項の規定により、下記のとおり債権の申出をします。

記

１　債務者の名称及び住所
２　債権額
３　債権発生の原因たる事実

（備考）用紙の大きさは、日本工業規格Ａ列４番とすること。